

法及び条例による受動喫煙対策の概要

参考資料3

施設区分など	健康増進法（国制度）	千葉県受動喫煙防止条例
<p>第一種施設（子どもや患者等に特に配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・児童福祉施設 ・病院、診療所 ・薬局 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関の庁舎 	<p>○原則、敷地内禁煙</p> <p>屋外で、受動喫煙を防止するために必要な措置*が取られた場所に、例外的に喫煙場所を設置することができる</p> <p>* ①区画された場所であること ②喫煙しない人が通常立ち入らない場所に設けること ③喫煙場所である旨の標識を掲示すること</p>	<p>○敷地内禁煙（努力義務） 行政機関の庁舎では、敷地内に喫煙所を設けないようにしなければならない。</p>
<p>第二種施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所（オフィス） ・工場 ・商業施設 ・ホテル・旅館 ・パチンコ店 ・飲食店 など <p>* 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外</p>	<p>○原則、屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）</p> <p>経営判断により選択</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>屋内禁煙</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>喫煙専用室設置(※)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>加熱式たばこ専用喫煙室設置(※)</p>  </div> </div>	
<p>【経過措置】 既存の経営規模の小さな飲食店</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日時点で営業中 ・個人又は中小企業が経営 ・客席面積が100㎡以下 	<p>○喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能</p> <p>喫煙可能(※)</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※すべての施設で、<u>喫煙可能部分</u>には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①喫煙可能な場所である旨の表示を義務付け ②客・従業員ともに20歳未満は立入不可 </div>	<p>○従業員*¹がいる場合は 原則、屋内禁煙（義務*²）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="margin-top: 10px;">  </div> <p>* 1 労働基準法上の労働者（同居の親族は対象外） * 2 キャバレーなどの風営法の許可施設については、当面、努力義務</p>
<p>喫煙目的施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 等 	<p>○施設内で喫煙可能(※)</p>	
<p>その他の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者の保護強化 	<p>○保護者は保護監督する未成年者を受動喫煙から守らなければならない（努力義務）</p>	